

○山陽小野田市議会傍聴規則

平成17年4月11日

議会規則第2号

改正 令和元年10月1日議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議の傍聴に関する一切の手続は、必要としないものとする。

2 傍聴は、先着順とする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、報道関係者を除き37人（身体障害者2人を含む。）とする。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、楽器等傍聴に必要でないと思えられる物品を持っている者
- (4) 前3号に定める者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛にすること。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器の電源を切り、又は無音状態とすること。
- (7) 撮影又は録音をしないこと。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。